

設例解説 遺産分割の実務

—裁判官の視点による事例研究—

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

142 頁 下から 6～4 行目（下線部分）

誤	正
…… (3, 000万円+2, 000万円+1, 000万円+1, 000万円+500万円) ×1/10- <u>350万円</u> = <u>400万円</u> がZが請求できる額であり、X 1、X 2、Y 2、Y 3に対し、各 <u>100万円</u> を請求できる。	…… (3, 000万円+2, 000万円+1, 000万円+1, 000万円+500万円) ×1/10- <u>500万円</u> = <u>250万円</u> がZが請求できる額であり、X 1、X 2、Y 2、Y 3に対し、各 <u>62万5, 000円</u> を請求できる。

2024 年 10 月

新日本法規出版株式会社